

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 導入ガイドンス

千葉県各市町村コミュニティ・スクール
担当者並びに関係者のみなさんへ

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室

目次

I. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について国の動向・・・	P. 1
II. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）のメリットと魅力・・・	P. 2
III. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた 県の方針及び各市町村教育委員会に求められる役割	
1. 県の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
2. 各市町村教育委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
IV. 各教育委員会におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） 導入に向けた準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
V. 各教育委員会が作成する「学校運営協議会規則」	P. 5
VI. 学校運営協議会の設置に向けた準備〔新規導入校用〕	P. 6
VII. 第1回学校運営協議会開催までの学校側の準備	P. 7
 (参考) 千葉県教育委員会規則	
学校運営協議会の設置及び運営に関する規則	P. 8
(参考) 千葉県教育委員会学校運営協議会の運営に関する要綱	P. 11
(参考) 千葉県教育委員会学校運営協議会に係る様式	P. 13
 (参考) 市川市教育委員会規則	
市川市学校運営協議会の設置等に関する規則	P. 18

Ⅰ. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について国の動向

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です**

社会総掛かりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。

コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」に有効なツールです

コミュニティ・スクールは主に3つの機能を備えます。この内容については、法律上「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5(令和2年4月から)に規定されています。

【コミュニティ・スクール主な3つの機能】

- ①校長の作成する学校運営の基本方針を承認する
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる

関係法令の整備 (国の方針)

平成27年12月

中央教育審議会答申→全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべき

平成29年3月

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の改正(同年4月施行)

→学校運営協議会の設置について、教育委員会に対して努力義務を課す

令和2年4月

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6が「第47条の5」に改正

II. コミュニティ・スクールのメリットと魅力

メリット

①組織的・継続的な体制の構築 ⇒ 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

②当事者意識・役割分担 ⇒ 社会総掛かり

学校運営協議会を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

③目標・ビジョンを共有できる

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持つことができます。

魅力

①子供にとっての魅力

- 様々な支援を得られると、子供たちの学びや体験活動の選択肢が充実します。
- 多くの大人と活動することで、自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の方々と協働することで、地域の担い手としての自覚が高まります。
- 地域学校協働活動の防犯等の取組によって安心・安全な生活ができます。

②教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の方々の協力を得ることで、結果的に子供と向き合う時間が確保できます。

③保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感が生まれます。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

④地域の人々にとっての魅力

- 自身のスキルを生かすことで、生きがいややりがいを感じることができます。
- 学校と社会的につながり、地域のよりどころができます。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築が期待できます。

Ⅲ. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に向けた 県の方針及び各市町村教育委員会に求められる役割

1. 県の方針

社会総がかりで子供たちを育むため、コミュニティ・スクールを導入することで、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築を図る。そのために県内全ての県立学校へ推進を図るとともに、各市町村（政令市を除く）公立学校への導入を促進する。

各市町村（政令市を除く）に向けた取り組み

- ・国からの情報や制度を提供・周知する
- ・「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入ガイダンス」（本冊子）の作成
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入に際しての助言
- ・「コミュニティ・スクール市町村担当者会議」の実施

2. 各市町村教育委員会に求められる役割

所管の各公立学校の将来像を校長と共有するとともに、地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールの推進を支援することが求められます。そのために各市町村「教育振興基本計画」へ位置づけることが必要となります。

また、地域住民や保護者等に対して、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりが重要となり、学校と地域のビジョンと推進目標の明確化が図られます。

各市町村「教育振興基本計画」への位置づけ



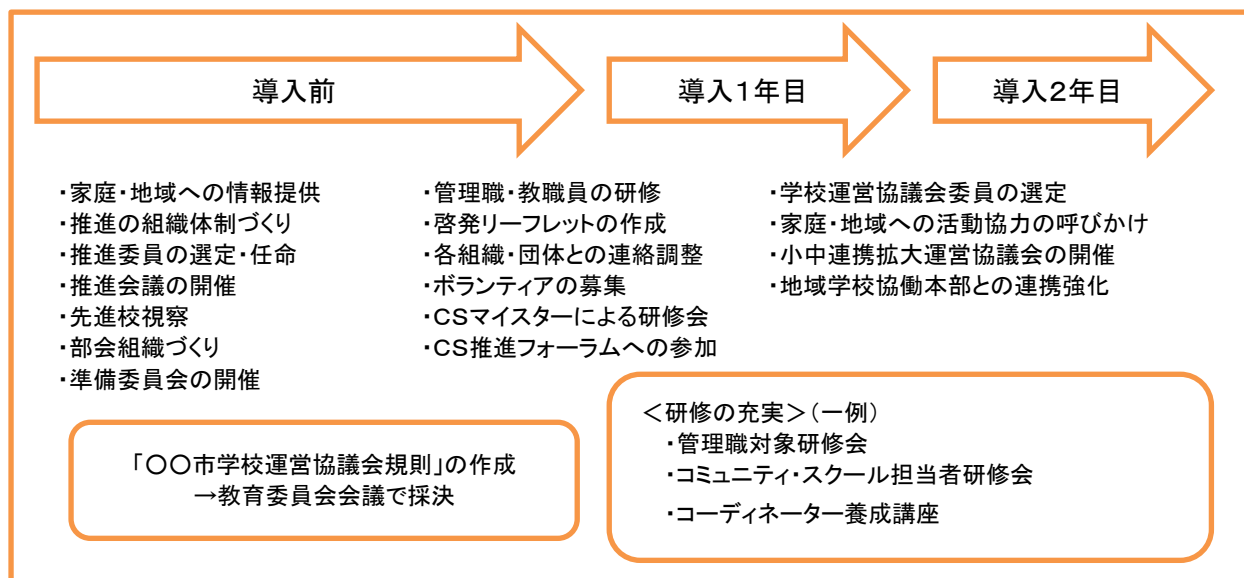
「ビジョン」と「推進目標」の明確化

各市町村に期待される取組

- ・学校関係者、地域住民等に対する積極的な普及・啓発
- ・コミュニティ・スクール未導入校における設置の推進(国の支援事業[CS マイスター派遣制度、コミュニティ・スクール推進体制構築事業等]の積極的活用)
- ・地域住民や保護者等のコミュニティ・スクールへの参画を促進する。
- ・地域協働活動を担う関係機関・団体等との連携・協働を促進する。

IV. 各教育委員会におけるコミュニティ・スクール導入に向けた準備

(コミュニティ・スクールを導入・推進するスケジュール例)



各市町村教育委員会が行う準備の例

《教育委員会規則の準備》

- 学校運営の基本方針の承認に関すること（項目等）
- 委員の任命に関すること（人数、対象者、任期等）
- 守秘義務等に関すること
- 対象学校職員の任用の意見に関すること

《委員の任命の準備》

- 校長からの意見聴取
- 委員の選定手順の明示
- 任命の様式等の準備
- 任命の時期と方法検討

《委員報酬の準備》

- 報酬に係る条例、規則の整備
- 予算措置
- 議会の承認
- 支払い等に係る準備

《説明会・研修等の実施》

- 学校の管理職・教職員に向けての制度の周知と研修
- 学校運営協議会委員に向けての制度の周知と研修
- 保護者・地域住民・既存団体等に向けての制度の周知
- 総合教育会議等を通じた首長部局への周知と連携協力体制の構築

V. 各教育委員会が作成する「学校運営協議会規則」

1. 「学校運営協議会規則」の作成について

管内の学校にコミュニティ・スクールを導入するためには、学校運営協議会を設置する必要があり、教育委員会は「学校運営協議会規則」（教育委員会規則）を制定する必要があります。

(学校運営協議会規則の項目:例)	
目的	(A)
趣旨	
設置	
学校運営に関する基本的な方針の承認	(B)
学校運営等に関する意見の申し出	(B)
学校運営等に関する評価	(C)
住民の参画の促進等のための情報提供	(D)
委員の任命	(E)
守秘義務等	(E)
任期	(E)
報酬	(E)
会長及び副会長	
議事	
会議の公開	
研修	
協議会の適正な運営を確保するために必要な措置	
委員の解任	(E)

(A)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5による規則であることを明記する。

(B)

- ①校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(C)

PDCA サイクルを機能させるために、学校関係者評価に関する項目を、規則で定めているところがあります。

(D)

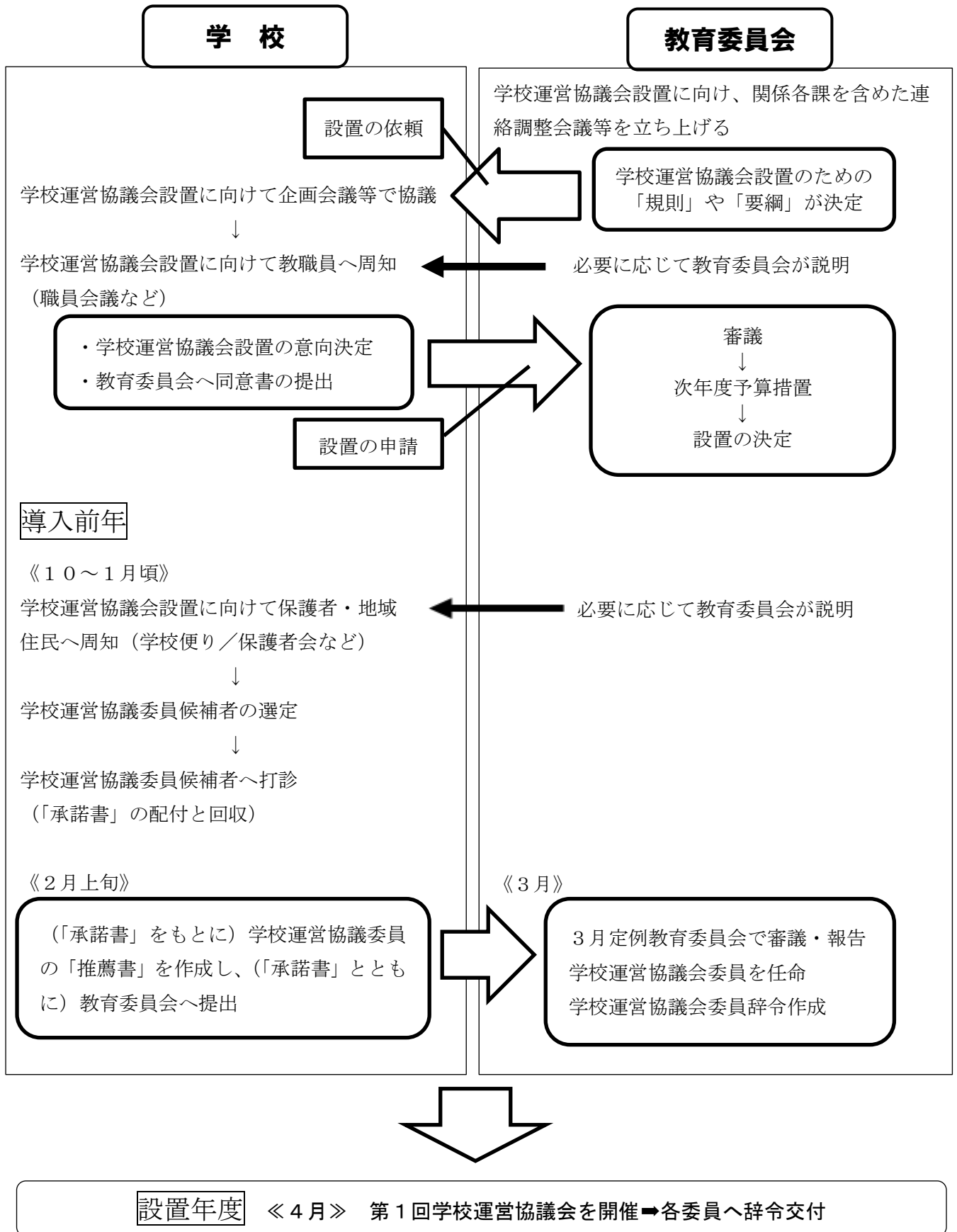
地域住民等の学校運営に対する理解を深めるだけでなく、学校運営及び協議会における協議の適正さを確保することにもつながります。

(E)

学校運営協議会委員の具体的な任免の手続きや任期は、教育委員会規則で定め、教育委員会が任命します。委員は、校長が作成する基本方針の承認等の一定の権限を持つことから、特別職非常勤の地方公務員として任命されます。また、学校運営協議会委員のその性質上、守秘義務等についても教育委員会規則で定めることが適当です。さらに、校長が意見申出を行うことができることを規則で明示している例もあります。

VI. 学校運営協議会の設置に向けた準備〔新規導入校用〕

(新たに学校運営協議会を設置する場合の、第1回目の協議会開催までの流れの一例)



VII. 第1回学校運営協議会開催までの学校側の準備

前年度に行う

～コミュニティ・スクールについて周知を行う～

校内研修会などを通じ教職員へコミュニティ・スクールへの理解を深める。



保護者へは、学校便りやPTA 広報誌、保護者説明会などで告知し、理解を図る。



地域へも広報を行うとともに、地域学校協働本部との連携を目指し、関係機関にも周知する。



～コミュニティ・スクールへの理解を深める～

国・県・市町村主催の研修会等を通じて、担当者の理解を深める。



～委員の選定～

各教育委員会規則に則り、各学校の実態に合わせて委員の人数を定める。

会長・副会長については、会議の中心となり円滑に進行できる方へ打診する。



～「学校運営協議会」開催日の設定～

次年度年間計画の中に組み入れる。各学校で開催回数を設定する。

最終改正

平成31年3月29日 教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により、別表に掲げる県立学校に協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、次の各号に掲げる者の意向を踏まえるものとする。

- (1) 対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）
- (3) 対象学校の所在する地域の住民

(委員)

第3条 協議会の委員の数は、15名以内とする。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教員及び事務職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 関係機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から法第47条の5第3項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

4 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会の委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。
- 3 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 協議会は、会長が当該対象学校の校長と協議の上、招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開する。

- (1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により、協議会が公開すべきでないとした場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第8条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 学校の経営計画に関する事項
 - (2) 学校の組織編制に関する事項
 - (3) 学校予算の編成及び執行に関する事項
 - (4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第9条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

- 2 協議会は、保護者及び地域の住民等に対し、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(意見聴取)

第10条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第11条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

- (1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

2 前条の規定は、協議会が法第47条の5第7項の規定により教育委員会に対し意見を述べる場合について準用する。

(研修)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るため必要に応じて研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会に対し適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第14条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第4条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。

2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、千葉県教育委員会教育長が別に定める。

別表（第2条第1項）

- (1) 千葉県立浦安高等学校
- (2) 千葉県立多古高等学校
- (3) 千葉県立九十九里高等学校
- (4) 千葉県立長狭高等学校
- (5) 千葉県立京葉高等学校
- (6) 千葉県立特別支援学校流山高等学園
- (7) 千葉県立飯高特別支援学校

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

学校運営協議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（以下「規則」という。）

第16条の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規則第2条第2項の規定による千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意向の確認に対し、対象学校の校長が設置に同意する場合は、設置同意書（第1号様式）を作成し教育委員会に提出するものとする。

(委員の任命)

第3条 規則第3条第2項の規定による委員の任命において、対象学校の校長は委員推薦書（第2号様式）を教育委員会に提出することにより、委員を推薦することができる。

2 教育委員会は、規則第3条第2項の規定により任命した委員に対し、任命書（第3号様式）を交付する。

(基本方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の各号の対応をとるものとする。

- (1) 対象学校の校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し、教育委員会に報告する。
- (2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。
- (3) 協議会の承認が得られるまでの間、対象学校の校長は教育委員会と協議の上、学校運営を行う。

(意見の取扱い)

第5条 法第47条の5第6項及び第7項に規定する意見の取扱いについては、次の各号によるものとする。

- (1) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から教育課程の編成に関する意見の申出がなされた場合は、原則として中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び千葉県県立高等学校の教育課程の編成方針に反しない限度において取り扱うものとする。
- (2) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から学校予算並びに施設及び設備の管理及び整備に関する意見の申出がなされた場合は、原則として配当した予算の範囲内において取り扱うものとする。
- (3) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見の申出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、公立学校職員人

事異動方針、公立小中学校職員人事異動実施細目、公立高等学校職員人事異動実施細目及び公立特別支援学校職員人事異動実施細目に反しない限度において取り扱うものとする。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、年額10,000円とする。

- 2 規則第3条第4項ただし書の規定による補欠の委員の報酬及び規則第15条の規定により解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(報告)

第8条 協議会は、毎年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書(第4号様式)を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、協議会は運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

文 書 番 号
年 月 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立
校長 印

学校運営協議会設置同意書

本校は、学校運営協議会の運営に関する要綱第2条の規定により学校運営協議会の設置に同意しますので下記のとおり報告します。

記

- 1 設置に向けた状況（校長、保護者、地域住民の意向等）

- 2 実施計画書 別紙のとおり

実施計画書

1 学校の概要

学校名					課程及び 学科名	
校長名					教職員数	人
学年	1年	2年	3年	4年	計	
学級数						
生徒数						
(ふりがな) 所在地	()					
電話番号				FAX番号		
学校ホームページURL						
学校代表メールアドレス						

2 実施内容

(1) 具体的な内容及び方法

(2) 実施計画及び実施日程

実施時期		計 画 事 項	
月	日	学校運営協議会	その他の会議・取組等
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

千葉県教育委員会 様

千葉県立
校長

印

学校運営協議会委員推薦書

学校運営協議会の運営に関する要綱第3条第1項の規定により、本校の学校運営協議会委員として、下記の者を推薦します。

記

(ふりがな) 推薦委員氏名	現住所	年齢	推薦理由
	所属（役職名）	性別	

任 命 書

様

地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第47条の5第2項の規定により、
千葉県立 の学校運営協議会委員
に任命します

任期は、 年 月 日から
 年 月 日までとします

年 月 日

千葉県教育委員会

年 月 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立
学校運営協議会
会長

印

学校運営協議会活動状況報告書

学校運営協議会の運営に関する要綱第8条の規定により、
報告します。 年度の活動状況を下記のとおり

記

1 年度の活動状況

(1) 協議会の開催

回	日 時	人数	主な議事、活動
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		

(2) 協議会から出された主な意見

2 学校の取組

3 その他

※各回の会議録及び会議資料を併せて提出すること。

市川市学校運営協議会の設置等に関する規則

平成31年4月一部改正版

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6第1項、第4項、第7項及び第10項の規定に基づき、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第47条の6第1項の規定に基づき、市川市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)に、協議会を置く。

(協議会の運営方針)

第3条 協議会は、教育委員会及び学校の校長(園長を含む。以下同じ。)の権限と責任の下、学校の所在する地域の住民(以下「地域住民」という。)及び学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者(以下「保護者」という。)の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び当該生徒等の健全育成に取り組むものとする。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校(法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。)に係る地域住民
- (2) 対象学校に係る保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の6第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤特別職とする。

6 委員の報酬は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)第3条第1項第5号の規定に基づき、年額10,000円の範囲内で教育委員会が別に定める。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員(第5条第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる者のうちから任命された委員に限る。)のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(専門部会)

第9条 協議会に、専門の事項の協議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第10条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の経営計画に関する事項

(2) 対象学校の組織編制に関する事項

(3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項

(4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項

(5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第12条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項(特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

(情報提供)

第13条 協議会は、対象学校に係る地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員が第6条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(事務)

第16条 協議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の3に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成28年教育委員会規則第6号）第2条に規定する指定学校については、同条の規定により設置された当該指定学校の学校運営協議会において前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた評価を行い、その結果を公表するものとする。

第13条の4中「第13条の2第1項」の次に「及び前条」を加え、「及び前条の規定により評価を行った場合はその結果」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「旧規則」という。）第2条に規定する指定学校に置く学校運営協議会並びに旧規則第5条第1項の規定により任命された委員及び旧規則第7条第1項の規定により互選された会長及び副会長である者は、それぞれ第1条の規定による改正後の市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「新

規則」という。)別表に掲げる学校に置く学校運営協議会並びに新規則第5条第1項の規定により任命された委員及び新規則第7条第1項の規定により互選された会長及び副会長である者とみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、新規則第5条第3項の規定にかかわらず、旧規則第5条第1項の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

4 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項中「第2条に規定する指定学校」を「別表に掲げる学校」に、「同条の規定により」を「当該学校に」に改め、「当該指定学校の」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月8日から施行する。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出し中「学校関係者」を「学校運営協議会」に改め、同条第1項中「当該学校の児童又は生徒の保護者その他の学校関係者(当該学校の職員を除く。)」を「当該学校に設置されている学校運営協議会」に、「公表するよう努める」を「公表する」に改め、同条第2項を削る。

【参考】

文部科学省「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年改訂版）

市川市教育委員会 市川市教育委員会規則

市川市教育委員会 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）ガイドライン

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課
学校・家庭・地域連携室

電話番号：043-223-4069
（内線：4069）

F A X：043-222-3565

E-mail：kysho2@mz.pref.chiba.lg.jp